

平成28年度カイゼン講習会・船舶職員養成講習会開催要領

本講習会は、例年開催しております、海技試験合格を目指す「船舶職員養成講習会」と、漁船の労働環境の改善や安全に関する知識を有する「安全推進員」を養成するための「カイゼン講習会」が一体となった講習会です。「船舶職員養成講習会」のみの受講は出来ません。また、**漁船員のみを対象と致します。**

1. 講習科目及び定員

- ・カイゼン講習会 40名
- ・船舶職員養成講習会
 - ①航海科：非ECDIS限定（3級クラス10名／4・5級クラス10名）
 - ②機関科：内燃機関限定（3級クラス10名／4・5級クラス10名）
 - ※4クラス合計10名未満の場合、中止する場合があります。

2. 日程

- ・カイゼン講習会
平成29年1月または2月に1回、1時間程度を予定
- ・船舶職員養成講習会
 - ①3級海技士（航海／機関）※申込締切10/20
H28.11.14（10:00受付開始、11:00開講式、午後から授業）～H29.3.6
 - ②4・5級海技士（航海／機関）※申込締切11/30
H29.1.6（10:00受付開始、11:00開講式、午後から授業）～H29.3.6
 - ③その他
海技士臨時国家試験（焼津市）H29.3.7～H29.3.10
免許講習 平成29年3月（試験終了後）を予定。一部は講習中に実施。
免状交付 平成29年4月上旬

3. 講習場所

静岡県立漁業高等学園（静岡県焼津市小川3747-2）

4. 講師

- ・カイゼン講習会 一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター派遣講師
- ・船舶職員養成講習会
 - <航海科> 中村 文男 先生 JEIS中部所属講師（3・4・5級）
 - <内燃機関科> 片山 武 先生 元焼津水高指導教官（3級）
 - 福田 義之 先生 JEIS中部所属講師（4・5級）

5. 受講料

科目	航海科	機関科
3級	444,583円	373,390円
4級	359,179円	282,058円
5級	358,111円	280,990円

※昼食（1～3月のみ40日間）を注文の場合、22,400円を追加。

※教材を自分で用意される方・免許講習修了証のある方等は、その旨申込書に記入して頂ければ表の金額から差し引いた額でご案内致します。

● 使用する教材

本講習で使用する主な教材は下記の通りで、費用は受講料に含まれています。申込書の確認後、事務局にて発注手配を致しますので、既に持っているなど必要ない方は、必ず申込時にその旨記入して下さい。

航 海 科	海文堂 基本航海法規 第15版
	海文堂 基本海事法規 第12版
	成山堂 平成28年版 海技試験六法（※インデックス・書き込みのないもの）
	成山堂 海技士（航海）800題〈平成29年版〉問題と解答
	日本水路協会 天測計算表
	井上式三角定規
	デバイダ（20cm）
	関数電卓（カシオ fxJP500N）
	（3級）JEIS 航海教本Ⅰ
	（4・5級）JEIS 航海教本Ⅱ
内燃機関科	成山堂 平成28年版 海技試験六法（※インデックス・書き込みのないもの）
	成山堂 海技士（機関）800題〈平成29年版〉問題と解答
	（3級）JEIS 機関教本Ⅰ、海文堂 電気工学・電気設計工作・船用機関1・船用機関2、関数電卓（カシオ fxJP500N）、成山堂 海技士（機関）800題〈平成26年版〉問題と解答
	（4・5級）JEIS 機関教本Ⅱ

● 給食について（希望者のみ）

希望により、講習会場である漁業高等学園の学生食堂にて給食（昼食）をご利用できます。なお、年内は給食の提供はありません。近くのコンビニ等をご利用下さい。

6. 宿泊施設等

受講生用の宿泊施設はご用意できませんので、恐れ入りますが一般の宿泊施設等をご利用下さいますよう、お願いいたします。ただ、期間が長いので、ホテルよりは、「レオパレス21」などが紹介する、家具家電付きのマンション契約のアパートを借りた方が安くなると思われれます。

7. 必要書類（開講日に受付にて提出してください）

住民票 (全員提出)	1通(本籍の記載のあるもの)
船員手帳 (全員提出)	<p>必要な乗船履歴期間を有すること。(記載事項を確認のこと)</p> <p>※開講当日に原本を提出できない方は、次のページのコピー</p> <p>①船員手帳番号のページ ②顔写真・氏名のページ ③乗船履歴の記載のある全てのページ (いずれにしても、原本は必要ですので、後日提出してください。)</p> <p>※船員手帳の乗船履歴が一括公認の場合、次の全ての書類</p> <p>①船舶所有者の乗船履歴証明書(会社印押印。船主が法人でない場合は、船主の実印を押印して印鑑証明1通を添付) ②一括公認許可証の写し(乗り組んだ期間全てに係る許可証) ③乗り組んだ全船舶の船舶検査証書の写し</p> <p>※船員手帳の無い者は、次の全ての書類</p> <p>①乗船履歴証明書(船舶所有者又は船長の証明) ②船舶検査手帳の写し(若しくは漁船の登録の謄本) ③①の証明者の印鑑証明書</p>
その他 (該当する方のみ提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免状受有者の場合、海技免状 ・ 免許講習修了者の場合、免許講習修了証明書 ・ 水産高校等の卒業生で乗船履歴の特例を受けようとする者は、卒業証明書・修了証明書等、修得単位証明書、練習船の乗船履歴証明書 ・ 船舶職員養成施設の修了者で筆記試験の免除を受けようとする者は、養成施設修了証明書 ・ 過去に国家試験の一部に合格した者で、身体検査の省略・筆記試験の省略または一部免除を受けようとする者は、合格証明書

次のものは各個人で準備をお願いします。

- 筆記用具、ノート
- スリッパ
- スーツ一式(口述試験において着用。)
- 眼鏡等(身体検査があります。)
- 携帯灰皿(喫煙者。)
- 4・5級内燃機関科の方は電卓

8. 免許講習

- 免許を得ようとする者は、試験に合格することに加えて、資格別に定められた免許講習を受講することが義務付けられているため、併せて実施します。

航海	上級航海英語（3級）・航海英語（4・5級） ・救命・消火・レーダー観測者 レーダー自動衝突予防援助装置シミュレータ（ARPA）
機関	上級機関英語（3級）・機関英語（4・5級） ・機関救命または救命・消火

- 過去に修了した科目については受講不要ですので、免許講習修了証明書を開講当日に提出して下さい。紛失された場合は、再交付を受けて下さい。
- 航海科でECDIS講習が必要な方は個別に別途受講して下さい。既に受講した方は、修了証を提出頂ければ限定なしの免状が交付できます。
- 下級の免状をお持ちの方は、その免許に必要な免許講習は受講したものとみなされますので、免状の提出をお願いします。なお、6級（航海）をお持ちの方は、救命・消火・レーダー観測者、6級（内燃機関）をお持ちの方は機関救命・消火をそれぞれ受講したものとみなされます。
- 免許講習は、J E I S（横浜）にて受講して頂きます（上級英語・上級機関英語は海技大学校となる場合があります。）なお、船舶職員法の改正（平成29年1月1日～）により、救命講習と消火講習に実技講習が加わりますので、予め申し添えます。
- 免許講習の受講料は当講習会の受講料に含まれていますが、免許講習受講に必要な交通費・宿泊食事代等は、別途、各参加者の負担（現地払）になります。
- 宿泊施設・食事につきましては、当方では手配を致しかねますので、あらかじめご承知置き下さい。

9. 受験資格① 身体検査基準

身体検査について、次の検査項目のうち1つでも合格できない項目がある方は、海技免許を取得できませんので、よくご確認下さい。

検査項目	合格基準（第2種）
視力	航海：視力（矯正視力を含む。）が両眼共に0.5以上 機関：視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.4以上
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

10. 受験資格② 乗船履歴

乗船履歴について、口述試験受験のため必要な履歴は下記の通り(抜粋)です。
各自船員手帳等により必ずご確認ください。

3級海技士(航海)

船舶	所有免状	履歴	職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 20トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶 ・ 20トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船 	なし	3年以上	船舶の運航
	4級海技士(航海)	2年以上	航海士 (一等航海士を除く)
	4級海技士(航海)	1年以上	船長又は 一等航海士

4級海技士(航海)

船舶	所有免状	履歴	職務
20トン以上の漁船	なし	3年以上	船舶の運航
	5級海技士(航海)	1年以上	船長又は航海士

5級海技士(航海)

船舶	所有免状	履歴	職務
10トン以上の船舶	なし	3年以上	船舶の運航
20トン以上の船舶	6級海技士(航海)	1年以上	船長又は航海士

3級海技士(内燃機関)

船舶	所有免状	履歴	職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 20トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶 ・ 20トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船 	なし	3年以上	機関の運転
	4級海技士(機関)	2年以上	機関士 (一等機関士を除く)
	4級海技士(機関)	1年以上	機関長又は 一等機関士

4級海技士(内燃機関)

船舶	所有免状	履歴	職務
20トン以上の漁船	なし	3年以上	機関の運転
	5級海技士(機関)	1年以上	機関長又は機関士

5級海技士(内燃機関)

船舶	所有免状	履歴	職務
10トン以上の船舶	なし	3年以上	機関の運転
20トン以上の船舶	6級海技士(機関)	1年以上	機関長又は機関士

注意事項

- ①履歴の詳細は船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の別表第四、期間の計算方法や船員手帳以外による証明方法等については同規則第2節（24～36条）を参照して下さい。なお、条文はインターネットで無料で閲覧できます。

「電子政府の総合窓口 (<http://law.e-gov.go.jp>)」の「法令索引検索」から「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」で検索。

- ②15才未満の履歴は無効です。

- ③試験開始日から15年以上前の履歴は無効です。

- ④筆記試験開始日までの5年間に履歴が無い方は受験できません。

- ⑤船団操業等のため「一括公認」（船員手帳雇入契約関係欄にその旨の記載があります）により乗り組んだ履歴は、別途、船主の証明する乗船履歴に記載の期間となります。病気休養等により船員手帳で確認できる履歴よりも乗船期間が短くなる場合がありますので、船主事務所にご確認下さい。

- ⑥水産高校を卒業した方は、特例により乗船履歴が短縮できる場合があります。

〈3級海技士〉

1,600トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶（練習船）、20トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶（練習船）又は20トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する漁船（練習船）において実習又は船舶の運航（機関の運転）に1年6ヶ月以上の乗船履歴を有するもの。

〈4級海技士〉

20トン以上の漁船（練習船）において実習又は船舶の運航（機関の運転）に2年以上の乗船履歴を有するもの。

〈5級海技士〉

10トン以上の漁船（練習船）において実習又は船舶の運航（機関の運転）に1年6ヶ月以上の乗船履歴を有するもの。

11. その他

- ①開講初期の欠席は本人のみならず、クラス全体の進行の妨げになります。失業保険を受給される方は、必ず開講前に各自で手続きを済ませておいて下さい。なお、本講習会は教育訓練給付の対象にはなっていません。また、講義や試験等に障らないよう、インフルエンザの予防接種をご検討下さい。
- ②講義でもサポートしますが、限られた講習期間を有効に使うため、基礎学力に自信のない方は、開講前に復習をお願いします。
 - 【航海科】
 - ・分数の計算（足し算、引き算、かけ算、割り算、通分、約分）
 - ・比例式（因数分解）
 - 【内燃機関科】
 - ・分数の計算（足し算、引き算、かけ算、割り算、通分、約分）
 - ・円周の求め方（直径×円周率）
 - ・円の面積の求め方（半径の2乗×円周率）
 - ・立方体や円柱の体積の求め方（底面積×高さ）
- ③講習会は県立漁業高等学園を利用するため、受付時に、受講生は下記の講習生の心得（敷地内禁煙等）を遵守する旨の誓約書に署名して頂きます。

講習生の心得

受講にあっては、次の事項に注意して下さい。

1. 受講

- (1) 講習生は全員、宿泊棟生徒玄関から出入りして下さい。
靴・上履きは、氏名が貼り付けられた下駄箱に入れてください。
- (2) 講習開始や昼食後の再開時には、5分前までに着席し、静かに講師の来室を待って下さい。
- (3) 休憩時間等については他の研修・授業に迷惑をかけないように静かにして下さい。
- (4) 受講中は携帯電話の電源を切って下さい。

2. 昼食

昼食注文者は県立漁業高等学園宿泊棟2階食堂でセルフサービスでとって下さい。
時間 11:30~12:00 です。(予約・前払い制)

3. 講習生への取り次ぎ等

- (1) 講習時間中の電話及び面会については、緊急時以外取り次ぎはしません。
- (2) 連絡事項は、掲示板にメモを貼りますので各自確認して下さい。なお、個人宛確認済みのメモは必ずはずして下さい。

4. 喫煙について(厳守)

- (1) 県の教育施設のため敷地内及び館内は、全面禁煙です。
- (2) 喫煙する場合は各自携帯灰皿を持参し、必ず敷地外に出て喫煙して下さい。

5. 清掃当番

- (1) 教室は講義終了後、毎日全員で掃除をして下さい。
- (2) 掃除の範囲は次の通りです。(教室、黒板、教卓、廊下、トイレ等)
- (3) ゴミは、カン、ビン、燃えるゴミ、燃えないゴミ等を分別し指定場所に捨てて下さい。

12. 申込について

(1) 申込方法

受験資格をご確認の上、申込書を可能な限り記入し提出してください。郵送・FAX・メールいずれも可です。

<申込先：船舶職員養成講習会 事務局>

焼津漁業協同組合 総務部指導課

〒425-8701 静岡県焼津市城之腰 269-9

TEL 054-628-7115 FAX 054-628-7132

shido@yaizu-gyokyo.or.jp

(2) 申込期限

3級は10月中頃、4・5級は11月下旬頃までを目処に申込書の提出をお願いします。その後も、開講日まで随時応募を受付いたしますが、教材等の準備が授業に間に合わない場合がありますので、お早めをお願いします。

(3) 受講時期について

開講日から遅れてのご参加は、他の受講生との進行調整が困難なため、原則お断りさせていただきます。なお、入港の遅れなどにより、どうしても開講日に間に合わない場合、2～3日程度なら対応出来る場合がありますので、お早めにご相談下さい。

(4) 料金

当方に申込書が届きましたら請求書にて金額・支払期日・振込先等を案内しますので、それに沿ってお振り込み下さいますよう、お願い致します。

(5) キャンセルについて

申込書の提出後にキャンセルする場合は、できるだけ早く事務局までご連絡下さいますよう、お願いします。

受講料を既に納入されている場合につきましては、送金手数料を差し引いた額をご指定の口座へ返金いたします。

ただし、食事・教材につきましては、前もって外部に準備・発注する必要があるため、既に発注したものにかかる実費相当額を頂く場合があります。

なお、講習開始後は、理由を問わず受講料等の返還は一切いたしませんので、受験資格や身体検査等、受講前に充分ご確認ください。

(6) 臨時試験のみの申込は出来ません。

中部運輸局より、「臨時試験は受験者の範囲を限定して行うものであり、焼津臨時試験における受験者の範囲は、①本講習の受講生、②漁業高等学園の生徒、③焼津水産高校の生徒となっていることから、その他の一般受験者は受け入れできない。」旨の指導がありましたので、これに従い、臨時試験のみの申込は受付致しかねます。あらかじめご承知置き下さい。

